○○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所運営規程

当該運営規程は作成例です。事業所の実情に応じて、適宜、修正してご利用ください。

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター（集約化により、当該事業所にオペレーターがいない場合は記載不要）、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等（連携型のみの事業所の場合は記載不要）又は計画作成責任者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　　　○○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（２）所在地　　　名古屋市○○区○○町○○番地の○

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者 １名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）オペレーター ○名以上

オペレーターは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等から通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するオペレーションサービスを提供する。（集約化により、当該事業所にオペレーターがいない場合は記載不要　また、次号以降の番号のずれに注意）

（３）定期巡回サービスを行う訪問介護員等 ○名以上

定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して定期巡回サービスを提供する。

（４）随時訪問サービスを行う訪問介護員等 ○名以上

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターによる訪問の要否等の判断に基づき、利用者の居宅を訪問して随時訪問サービスを提供する。

（５）訪問看護サービスを行う看護師等 ○名以上（常勤換算）

訪問看護サービスを行う看護師等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。看護職員は、利用者の定期的なアセスメントを行う。（連携型のみの事業所の場合は記載不要　また、次号以降の番号のずれに注意）

（６）計画作成責任者 ○名以上

計画作成責任者は、同条(２)から(５)までの従業者から選任されたものが担当し、看護職員が行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　３６５日

（２）営業時間　２４時間

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）オペレーションサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。

なお、本事業所の当該サービスは、集約先の事業所のオペレーターが行う。（集約化により、オペレーションサービスを当該事業所で行わない場合は記載）

（２）定期巡回サービス

訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

なお、本事業所の当該サービスは、委託先の事業所の訪問介護員等も行う。（当該サービスの一部委託を行っている場合は記載　「随時訪問サービス」も同様）

（３）随時訪問サービス

オペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

（４）訪問看護サービス

医師の指示に基づき、定期的に又はオペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。（一体型の事業所の場合）

連携先の訪問看護事業所の看護師等が、定期的に又はオペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。（連携型の事業所の場合）

（利用料その他の費用の額）

第７条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり〇○円を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

４　利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○区、△△区とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

第10条　利用者から合鍵を預かる場合には、具体的な管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を交付する。

２　預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫で厳重に管理する。

３　万が一、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ報告し、警察への届出等必要な措置を行うとともに、事業所の負担により、速やかに新しい鍵に取り替える。

第11条の虐待防止措置に関する事項は、令和6年3月31日までは、定めておくよう努めることとなっています。定めない場合は次条の条ずれにご注意ください。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年○回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年○回定期的に実施する。

（４）上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第12条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後○か月以内

（２）継続研修 年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、○年○月○日から施行する。